

吉田町通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の新旧対照表

改正後			現 行		
(名称、種別及び位置)			(名称、種別及び位置)		
第2条 通級指導教室の名称、種別及び位置は、次のとおりとする。			第2条 通級指導教室の名称、種別及び位置は、次のとおりとする。		
名称	種別	位置	名称	種別	位置
自彊小学校通級指導教室	言語	吉田町神戸1748番地の2吉田町立自彊小学校内 吉田町住吉2223番地吉田町立住吉小学校内	自彊小学校通級指導教室	言語・ 発達	吉田町神戸1748番地の2吉田町立自彊小学校内
自彊小学校通級指導教室	発達	吉田町神戸1748番地の2吉田町立自彊小学校内	中央小学校通級指導教室	言語	吉田町片岡850番地の1吉田町立中央小学校内
中央小学校通級指導教室	言語	吉田町片岡850番地の1吉田町立中央小学校内	住吉小学校通級指導教室	発達	吉田町住吉2223番地吉田町立住吉小学校内 吉田町片岡850番地の1吉田町立中央小学校内
住吉小学校通級指導教室	発達	吉田町住吉2223番地吉田町立住吉小学校内 吉田町片岡850番地の1吉田町立中央小学校内	吉田中学校通級指導教室	発達	吉田町住吉230番地吉田町立吉田中学校内
吉田中学校通級指導教室	発達	吉田町住吉230番地吉田町立吉田中学校内			
(通級区域)			(通級区域)		
第4条 通級指導教室の通級区域は、吉田町児童・生徒の就学等に関する規則（平成18年吉田町教育委員会規則第5号）第4条に規定する小学校及び中学校の通学区域で、次のとおりとする。			第4条 通級指導教室の通級区域は、吉田町児童・生徒の就学等に関する規則（平成18年吉田町教育委員会規則第5号）第4条に規定する小学校及び中学校の通学区域で、次のとおりとする。		
名称	種別	通学区域	名称	種別	通学区域
自彊小学校通級指導教室	言語	自彊小学校及び住吉小学校の学区	自彊小学校通級指導教室	言語・発達	自彊小学校の学区
自彊小学校通級指導教室	発達	自彊小学校の学区	中央小学校通級指導教室	言語	中央小学校及び住吉小学校の学区
中央小学校通級指導教室	言語	中央小学校の学区	住吉小学校通級指導教室	発達	住吉小学校及び中央小学校の学区
住吉小学校通級指導教室	発達	住吉小学校及び中央小学校の学区	吉田中学校通級指導教室	発達	吉田町の全域
吉田中学校通級指導教室	発達	吉田町の全域			
附 則					
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。					